

## 西原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員 候補者募集要項

### 1 目的

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、西原町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員の候補者の推薦を求めるとともに、募集を行う。

### 2 農業委員の概要

- (1) 農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、町長が、議会の同意を得て任命する。
- (2) 定数は、12人。その内、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者も含む。
- (3) 身分は、特別職で非常勤の地方公務員。
- (4) 任期は、令和5年10月1日から令和8年9月30日まで。

### 3 西原町農地利用最適化推進委員の概要

- (1) 農地利用最適化推進委員は、農地利用の最適化推進に熱意と職見をもって職務を適切に行うことができる者のうちから、農業委員会が委嘱する。
- (2) 定数は、5人。担当する区域及び推進委員の数は、西原北区域（森川、千原、上原、棚原、徳佐田、翁長）1人、西原南区域（与那城、我謝、桃原、安室、池田）1人、西原西区域（幸地）1人、西原東区域（小那覇、兼久、掛保久）1人、西原中区域（津花波、呉屋、内間、小橋川、嘉手苺、小波津）1人とする。
- (3) 身分は、特別職で非常勤の地方公務員。
- (4) 任期は、委嘱の日（令和5年10月1日となる見込み）から令和8年9月30日まで。

### 4 主な業務内容

- (1) 農業委員
  - ①農業委員会総会への出席

- ②農地利用の最適化の推進に関する指針の作成、変更
- ③農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- ④農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- ⑤農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定

(2) 農地利用最適化推進委員

- ①農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進
- ②遊休農地の発生防止と解消を推進
- ③農地中間管理機構と連携（策定会議への参加等）

## 5 推薦人の要件

推薦を行うことができるものは、農業者又は農業者が組織する団体その他の関係者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 西原町に住所を有する農業者
- (2) 農業者が組織する団体
- (3) その他の関係者（西原町各自治会など）

## 6 推薦される者及び応募する者の制限

次のいずれかに該当するものは、委員の候補者となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 市町村民税に滞納がある者

## 7 推薦及び応募の手続き

下記の該当する様式に必要事項を記入のうえ、西原町長又は西原町農業委員会会長宛てに提出する。

(1) 提出書類：

- ①農業委員候補者関係様式

ア 個人が推薦を行う場合

【様式第1号 西原町農業委員会委員候補者推薦書（個人用）】

イ 団体が推薦を行う場合

【様式第2号 西原町農業委員会委員候補者推薦書（団体用）】

ウ 自ら応募する場合

【様式第3号 西原町農業委員会委員候補者応募書】

②農地利用最適化推進委員関係様式

ア 個人が推薦を行う場合

【様式第1号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）】

イ 団体が推薦を行う場合

【様式第2号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体用）】

ウ 自ら応募する場合

【様式第3号 農地利用最適化推進委員候補者応募書】

**※【確約書及び承諾書】と【同意書】は候補者全員提出が必要です。**

(2) 提出方法：持参、郵送のいずれか

(3) 提出場所：郵便番号 903-0220

住 所 西原町字与那城140番地の1

西原町農業委員会（西原町役場産業観光課内）

TEL 098-945-5281

Eメールアドレス nougyou@town.nishihara.okinawa.jp

(4) 募集期間：令和5年4月3日（月） ～ 令和5年5月31日（水）

(5) 受付時間：土日・祝日を除く町役場開庁日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、当日消印有効とする。

(6) 候補者情報の公表：候補者及び推薦者に関する情報（住所を除く）は、募集期間中と終了後に西原町公式ホームページで公表する。

(7) その他：農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に、同時に推薦・応募することができる。ただし、兼務はできない。また、農地利用最適化推進委員については、同時に、複数の区域に推薦・応募することができる。